

平成 29 年 5 月 11 日

建設工事入札参加者 各位

新潟市水道局
総務部 技術管理室

交通誘導警備員及び間接工事費等における管材費の取扱いについて

「平成29年度水道施設整備費に係る歩掛表について(通知)」(平成29年3月31日付 厚生労働省)を受け、使用単価「平成29年5月」を適用する設計書から交通誘導警備員及び間接工事費等における管材費の取扱いを変更する。

1. 交通誘導警備員について

これまで安全費に積上げていた「交通誘導員」を、「交通誘導警備員」として直接工事費に計上する。

2. 間接工事費等における管材費の取扱いについて

	(旧) 平成28年度水道施設整備費に係る歩掛表	(新) 平成29年度水道施設整備費に係る歩掛表
管材費の定義	管材費とは管及び弁類等の費用を言う。	管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言う。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。 ※管材は管等の内面が水に接する材料である。

取扱が変更となる主な管材料

	管材費の対象に含まない材料	新たに管材費の対象となる材料
項目	導電性被覆ワイヤー	仮設レンタル管
	ホリエチレンスリーブ及び固定バンド	仮設管材料(K.DIPなど)
	ヒューム管(推進さや管)	
	消火栓・仕切弁等の覆	
	消火栓・仕切弁等の筐・ブロック・VP直管	
	管明示テープ・管明示シート	

※ 注意

鋼管など、本設及びさや管の両方に使用する材料は用途に応じて取扱いを変更する。

平成 29 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

28 年度版 頁番号	現行（平成 28 年度）	改定（平成 29 年度）																														
P19 P20	<p>(4)-4 安全費</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>①交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 (略)</p> <p>③ 交通誘導員の積算 現場条件に応じて、交通誘導員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p>表・5 交通誘導員の計上区分</p> <table border="1" data-bbox="286 639 1108 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計算式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導員A</th> <th>交通誘導員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務 (8:00～17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)</td> <td>$A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昼間勤務 (8:00～17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)</td> <td>$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間勤務 (20:00～5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)</td> <td>$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夜間勤務 (20:00～5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)</td> <td>$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)</td> <td>$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)</td> <td>$3.4A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$3.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A：交通誘導員単価、N：配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分 5、6 は 2 交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p>	区分	現場条件	計算式		交通誘導員A	交通誘導員B	1	昼間勤務 (8:00～17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$	2	昼間勤務 (8:00～17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	3	夜間勤務 (20:00～5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	4	夜間勤務 (20:00～5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$	<p>(4)-4 安全費</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>①機械の誘導員等の交通管理に要する費用 (略)</p> <p style="text-align: center;">(③ 交通誘導員の積算は削除)</p>
区分	現場条件			計算式																												
		交通誘導員A	交通誘導員B																													
1	昼間勤務 (8:00～17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$																													
2	昼間勤務 (8:00～17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$																													
3	夜間勤務 (20:00～5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$																													
4	夜間勤務 (20:00～5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$																													
5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$																													
6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$																													

平成 29 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

28 年度版 頁番号	現行（平成 28 年度）	改定（平成 29 年度）																														
P176	<p>1-4-4 止水栓取付け歩掛表 第 3 表 (略)</p> <p>備考 1. 本表は、接合及び止水栓管取付けを含む。 2. 管のみの取付け歩掛は、本表 PP 用歩掛の配管工×15% 普通作業員×65%とし、表中の全管種とも同一とする。 3. 止水栓のみの取付け歩掛は、本表の歩掛から上記 2 で算出した管のみの取付け歩掛を差し引いたものとする。</p>	<p>1-4-4 止水栓取付け歩掛表 第 3 表 (略)</p> <p>備考 1. 本表は、接合 2 口及び止水栓管取付けを含む。 2. 管のみの取付け歩掛は、本表 PP 用歩掛の配管工×15% 普通作業員×65%とし、表中の全管種とも同一とする。 3. 止水栓のみの取付け歩掛は、本表の歩掛から上記 2 で算出した管のみの取付け歩掛を差し引いたものとする。</p>																														
P182		<p>第 3 章 その他 (新設)</p> <p>第 2 節 交通誘導警備員等</p> <p>3-2-1 適用範囲 本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。</p> <p>3-2-2 計上区分 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p>第 1 表 交通誘導警備員の計上区分</p> <table border="1" data-bbox="1167 694 1883 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計算式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)</td> <td>$A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)</td> <td>$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)</td> <td>$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)</td> <td>$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)</td> <td>$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)</td> <td>$3.4A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td>$3.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A : 交通誘導警備員単価、N : 配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分 5、6 は 2 交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。</p>	区分	現場条件	計算式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$	2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$
区分	現場条件	計算式																														
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																													
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$																													
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$																													
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$																													
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$																													
5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$																													
6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$																													

平成 29 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

28 年度版 頁番号	現行（平成 28 年度）	改定（平成 29 年度）																																																																																																																										
P7	<p>④（略）</p> <p>⑤ 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="286 316 1003 667"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費＋共通仮設費＝純工事費</th> <th>純工事費＋現場管理費＝工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、 （注）（ト）参照）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支 給 品 費 等</td> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無償貸付機械評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）（イ） 共通仮設費対象額とは、直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費である。</p> <p>（ロ） 管材費とは管及び弁類等の費用を言う。</p> <p>（ハ） 桁等購入費とは、P C 桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費をいう。</p> <p>（ニ） 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械損料額から当該機械の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>（ホ） 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>（ヘ） 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>（ト） 処分費等の取扱い 処分費等とは下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。 ①処分費（再資源化施設の受入費を含む） ②上下水道料金 ③有料道路利用料</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	○	桁等購入費	×	○	○	○	処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、 （注）（ト）参照）			支 給 品 費 等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械評価額		○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現場発生品		×	×	×	<p>④（略）</p> <p>⑤ 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="1169 316 1886 673"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費＋共通仮設費＝純工事費</th> <th>純工事費＋現場管理費＝工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、 （注）（ト）参照）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支 給 品 費 等</td> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○対象とする ×対象としない</p> <p>（注）（イ） 共通仮設費対象額とは、直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費である。</p> <p>（ロ） 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言う。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料である。</p> <p>（ハ） 桁等購入費とは、P C 桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費をいう。</p> <p>（ニ） 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>（ホ） 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>（ヘ） 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>（ト） 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 ①処分費（再資源化施設の受入費を含む） ②上下水道料金 ③有料道路利用料</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	○	桁等購入費	×	○	○	○	処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、 （注）（ト）参照）			支 給 品 費 等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額		○	○	×	鋼橋門扉等工場原価		×	×	○	現場発生品		×	×	×
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																								
項目	対象額	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価																																																																																																																								
	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	○																																																																																																																							
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																																								
処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、 （注）（ト）参照）																																																																																																																										
支 給 品 費 等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×																																																																																																																								
	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																								
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																								
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																								
	電力	○	○	×																																																																																																																								
無償貸付機械評価額		○	○	×																																																																																																																								
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																																								
現場発生品		×	×	×																																																																																																																								
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																								
項目	対象額	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価																																																																																																																								
	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	○																																																																																																																							
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																																								
処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、 （注）（ト）参照）																																																																																																																										
支 給 品 費 等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×																																																																																																																								
	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																								
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																								
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																								
	電力	○	○	×																																																																																																																								
無償貸付機械等評価額		○	○	×																																																																																																																								
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○																																																																																																																								
現場発生品		×	×	×																																																																																																																								